

クルマのリサイクル、どんどん進行中！

自動車
リサイクル法
です。

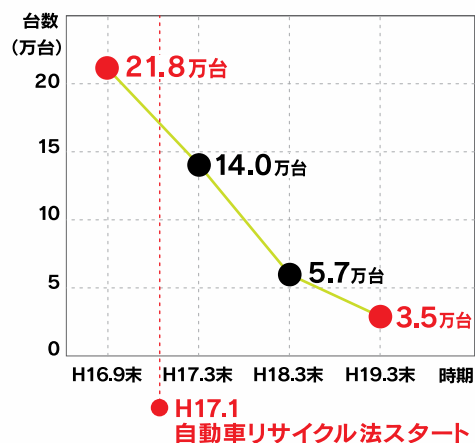


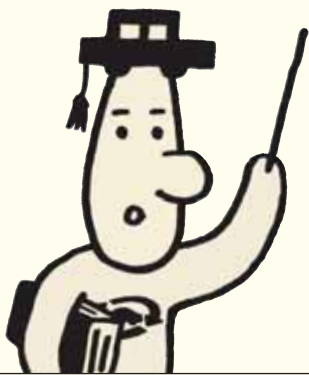
おかげさまで自動車リサイクル法で
適正処理されたクルマは、3年間で**900万台以上！**
クルマのリサイクル率は**90%**を超えました！

部品・資源として リサイクル	自動車リサイクル法の対象物品 お支払いいただいた リサイクル料金 で処理		
 エンジン・ボディ等 中古部品として ●エンジン ●トランスミッション等 原材料として ●タイヤ（燃料） ●ボディ（鉄）等	埋立地に余裕なし  シュレッダーダスト （廃車くず） ●ウレタン・繊維 → 熱エネルギーとして リサイクル ●ガラス等 → 舗装材などに リサイクル	処理に専門技術が必要  エアバック類 ●安全に適正処理 ●金属部分は資源 としてリサイクル	地球温暖化等防止  フロン類 ●無害化
1台あたりの重量比 80% → ほぼ100% リサイクル	1台あたりの重量比 20% → 60%以上 リサイクル		

全体で
90%以上
リサイクル

不法投棄等も
自動車リサイクル法が
施行されたことにより
21.8万台 → 3.5万台
まで減りました！





ここがポイント！ 自動車リサイクル法

〈 廃車にするとき 〉

廃車は、お近くの引取業者（新車・中古車販売店、整備事業者、解体事業者等）に渡し、永久抹消登録に必要な「**引取証明書**」を必ず受け取ってください。

※中古車として下取りに出した場合は、発行されません

廃車の証 「引取証明書」

使用済自動車引取証明書		引取日: 年 月 日
リサイクル券番号 (移動報告番号)		<引渡者> 氏名・名称
車台番号		<引取業者> 登録番号
車名		氏名・名称 印
預託金額	(消費税込み)	事業所名称
※本票は使用済自動車の廃棄物処理等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車引取業者（引取業者）のみに交付する書面となります。当該使用済自動車の引取を求めた者に交付する書面となります。		所在地 TEL.

〈使用済自動車引取証明書の例〉

廃車にする際、車検の有効期間が残っていれば、その期間に応じて**自動車重量税の還付**を受けられます。

ご存じですか？ 「自動車重量税の還付」 のこと



車両		納付した 重量税	車検残存期間に応じた還付金額		
			6ヶ月	3ヶ月	1ヶ月
登録自動車	1.0t～1.5t	37,800円	9,450円	4,725円	1,575円
	0.5t～1.0t	25,200円	6,300円	3,150円	1,050円
軽自動車		8,800円	2,200円	1,100円	366円

〈還付金額の一例〉

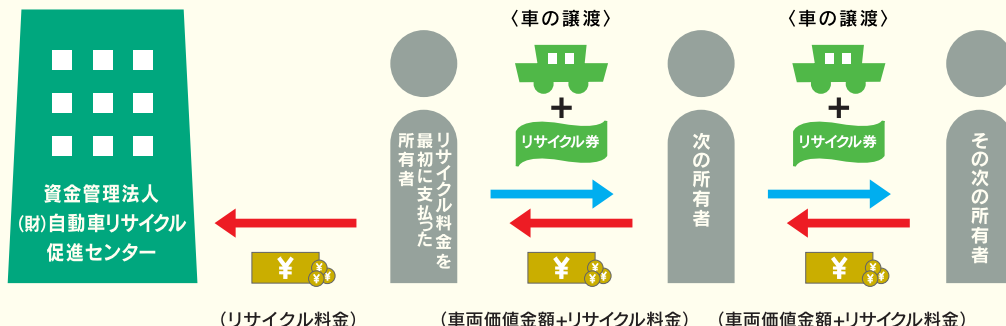
申請は、運輸支局などにおいて、永久抹消登録などの申請と同時にを行います。

●詳しくは国税庁ホームページ／申告・納税手続／電子手続／その他の手続／自動車重量税の廃車還付制度
<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/jidoshajuryo/01.htm> をご覧ください。

〈 中古車として売ったとき 〉

中古車を売った場合には、**リサイクル券**を次の所有者に渡すとともに、**車両価値金額+リサイクル料金**を受け取ってください。

中古車として 売ったときの リサイクル料金



詳しくは <http://www.jarc.or.jp/> にアクセス！
または自動車リサイクルシステムコンタクトセンター **03-5673-7396**